

第1 設問1

1 甲は、Bに対して、自らを暴力団組員と称して600万円を返さなければ若い組員をB宅に派遣する旨を述べた。これは人を畏怖させるのに足りる害悪の告知であり、恐喝罪（刑法294条1項、以下「刑法」は省略）の脅迫といえる。

そして、Bが畏怖した結果、Bが甲の口座に600万円を送金する処分行為を行い、甲は600万円の預金債権という財産上の利益を取得した【既遂時期の理解が分かるように書くとおよし】。したがって、2項恐喝罪が成立すると思われる。

2 恐喝罪も財産犯である以上、その成立には財産的損害の発生が必要である。甲はAから500万円の債権回収を依頼されており、その額については正当な権利行使である以上、財産的損害がなく恐喝罪が成立しないのではないか。

恐喝罪は個別財産に対する罪であるから、被害者を畏怖させ財産を移転させた以上は財産的損害が発生すると考え、恐喝罪が成立すると考えられる。この立場からは、債権額である500万円についても恐喝罪が成立する。

対して、正当な権利行使として恐喝が行われたときは、債務者として弁済すべき債務を履行したにすぎないから【条文何かかければなおよし】、実質的に判断すると財産的損害は発生しないと考え、恐喝罪が成立しないと考えられる。この立場からは、債権額である500万円については恐喝罪が成立せず、甲が水増しした100万円についてのみ恐喝罪が成立する。

【自説規範を述べる】たしかに、債権の充当という事実だけをみれば正当な権利が実現されたと思える。しかし、債権の充当の方法が暴行や脅迫によることは不法であり正当な権利行使とはいえない。したがって、債権額である500万円についても恐喝罪が成立すると考える。

3 以上より、甲のBから600万円を喝取した行為について、2項恐喝罪が成立する。

第2 設問2

1 甲が「急にAを殺害するのが怖くなり、有毒ガスを発生させることを止めた」という事実につき、中止犯（43条但書）が成立しないか。

「自己の意思により」とは、行為者が任意的に中止行為をした場合をいう。「中止した」とは、結果発生 of 具体的危険性を消滅させる行為をいう。

甲はAを殺害するのが主観的に怖くなったのであり任意的に中止行為をしたといえる。甲はAに睡眠薬を飲ませただけであり、致死量の有毒ガスを発生させておらず、「人を殺」（199条）す危険性はなかったといえる。そのため、有毒ガスを発生させなかったことをもって「中止した」といえる。

以上から、上記事実に

2 Aが特殊な心臓疾患が相まって急性心不全で死亡したという事実につき、甲がAに睡眠薬を飲ませた行為と因果関係がないのではないか。

因果関係とは、【理由は？】その行為からその結果が発生することが一般人の経験上相当であるといえる場合に認められる。

Aに心臓疾患があることは誰にも認識できないものであった。さらに、Aの心臓疾患は特殊なものであった。そのため、【量も指摘】睡眠薬を飲ませれば人が死亡するという蓋然性がなく、一般人の経験上相当とはいえない。

したがって、因果関係は認められず、殺人既遂罪は成立しない。

3 甲は「本件で混入した量の睡眠薬を摂取しても、Aが死亡することはない」と考えており、故意（38条1項）がないのではないか。

甲は有毒ガスによりAを殺害しよう計画しており、睡眠薬も自身が病院で処方されたも

のでありその睡眠薬で人が死亡するとは認識できなかったといえる。

したがって、故意が認められず、殺人既遂罪は成立しない。

第3 設問3

1 甲がCに600万円を交付して自己の債務を弁済した行為

(1) 上記行為に横領罪(252条1項)は成立するか。

(2) 甲はAから500万円の債権回収を依頼された。その委託信任関係に基づき、甲は500万円を占有しており、600万円のうち500万円は「自己の占有する他人の物」(252条1項)に当たる。

そして、甲は500万円を処分する権限がないにもかかわらず、その500万円を自己の債務の弁済に充てており、「横領」(同条)したといえる【意義】。故意も欠くことはない。

(3) 以上より、上記行為に横領罪が成立する。

2 甲がA所有の高級腕時計を自らのポケットに入れ立ち去った行為

(1) 上記行為に窃盗罪(235条)は成立するか。

(2) その行為が行われた時、Aは生存しており、Aに時計の占有が認められる。「他人の財物」(同条)である腕時計を甲は自らのポケットに入れ立ち去っており「窃取」(同条)したといえる。甲は腕時計を換金し遊興費にしようとしていたため、故意と不法領得の意思に欠くところはない。

(3) 以上より、上記行為に窃盗罪が成立する。

3 債務を免れるため、Aを睡眠薬で死亡させた行為

(1) 上記行為に強盗殺人罪(240条【236条2項】)は成立するか。

(2) まず、睡眠薬を飲ませてAを眠らせることは被害者の反抗を抑圧するに足りる不法な有形力の行使といえる。なぜなら、眠っている状態では何の抵抗もできないからである。したがって、「暴行」(236条1項)が認められる。

(3) では、「財産上不法の利益を得」(236条2項)たといえるか。

1項強盗との均衡から、利益が現実に移転する必要がある。そして、債権者の殺害の場合、債権の追及が事実上不可能ないし著しく困難となった場合にだけ、利益移転を認めるべきである。

本件債権についてはA、B及び甲以外に知る者がおらず、Aに相続人がいないことから、Aを殺害すれば甲に債権の追及をすることは事実上不可能となる。

よって、「財産上不法の利益を得」たといえるため、「強盗」にあたる。

(4) そして、睡眠薬を飲んだ結果、Aは死亡しているから「死亡させた」といえる。さらに、債務を免れる目的でAを殺害しようとする故意はあった。

(5) 以上から、記行為に強盗殺人罪(240条)は成立する。

以上